



名古屋高裁は逆転完全勝訴

一連の裁判で、初めて国家賠償を認める！



名古屋地裁判決を取消した画期的な判決

11月30日、名古屋高等裁判所は、愛知県内の生活保護利用者13名が国と自治体を被告として提起した裁判で、名古屋地裁判決を取消し、原告側の「逆転完全勝訴」判決を言い渡しました。

自治体に保護費減額処分を命じるだけでなく、一連の裁判で初めて国に慰謝料（国家賠償）の支払いを命じる画期的な判決でした。

厚生労働大臣に「少なくとも重大な過失」あり

判決は、厚生労働大臣には「少なくとも重大な過失」があり、「客観的に合理的な根拠のない手法等を積み重ね、あえて生活扶助基準の減額率を大きくしているもので、違法性が大きい」として、その悪質さを指弾しています。

さらに健康で文化的な最低限度の生活を示し、「元々余裕のある生活ではなかったところを、生活扶助費の減額分だけ更に余裕のない生活を、…少なくとも9年以上という長期間にわたり強いられてきた」と原告らの苦境に寄り添う人間味あふれた判断を示しました。

原告は「感無量」「やっと勝てた」

判決後に開いた記者会見で、原告の安藤美代子さん（72）は、「最近、25年使っていた冷蔵庫が壊れたが、電気代も高騰していて買えない」と苦しい生活状況を語り、今回の判決は、「感無量。判決を機に制度を元に戻してほしい」と話しました。澤村彰さん（57）は「判決は嬉しかったが、やっと勝てたという思い。この判決で、おかしいことはおかしいと言うことが広まることを願う。生活保護は最低限の生活のベースラインなので、これを機に国民みんなの生活が豊かになってほしい」と話しました。

弁護団は「裁判官の気持ちがあらわれた判決」

弁護団長の内河恵一弁護士は、「裁判官の気持ちがあらわれた人間らしい判決だ。司法の役割を果たしてくれた」としみじみと語りました。

※全国の判決、当会の動きは、いのちのとりで裁判全国アクション HP に掲載しています。どうぞご覧ください。<https://inochinotoride.org/>

12.1 早期全面解決を求める緊急集会

勝訴相次ぐ裁判の早期解決をめざして

名古屋高裁判決の翌日 12 月 1 日、東京都内の弁護士会館に 70 人の原告や支援者、弁護士が集い、オンラインで 300 人以上が参加し集会を開催しました。集会の後は、厚労省前での宣伝、厚労省保護課への要請、記者会見を行いました。



(集会で勝訴報告をする愛知訴訟原告団、弁護団ら)

集会では冒頭、愛知訴訟の弁護団事務局長・森弘典弁護士が名古屋判決の意義に関する基調報告を行い、ゆがみ調整とデフレ調整が「国民に秘し、隠して独自の計算方法によって行われたことが司法に断罪された。(これからは)密室で勝手な計算方法で行われることがないようにしていくことが課題」と語りました。

愛知の原告は「やっと肩の荷がおりた」

原告の安藤美代子さんは「やっと肩の荷がおりました。前の日は、明日大丈夫か、今までのことが報われるのかと眠れませんでした。でも、判決を聞いて涙が出ました」と話しました。

亡き原告の思いを引き継いで

引き続き各地の原告によるリレートークを行いました。神奈川の原告は、前月に亡くなった女性のことを紹介しました。もともと学校の先生でしたが、薬害により B 型肝炎を発症し、生活保護を利用するに至ります。生活で唯一の楽しみは「エッセイの会」に通うことでしたが、生

活保護基準引下げで行けなくなっていました。この裁判に原告として加わり活動していたものの、B 型肝炎からがんになり、他界してしまいました。まだ 50 代の若さでした。

オンラインで参加した富山の原告は、妻の遺影をかかげながら発言しました。もともと妻だけが原告でしたが、今は妻の遺志を継いで原告になった経緯を話しました。さらに、自らもがんと診断され余命一年半と言われるなかで、日本社会の底が抜けるのを止めるのが使命と思い活動していることを語りました。



(神奈川の原告らのリレートーク)

「12.1 緊急集会アピール」公表

優生保護法訴訟弁護団の関哉直人弁護士や作家の雨宮処凛さんなどから連帯のスピーチがありました。その後、事務局長である小久保哲郎弁護士から、全国の原告らの心が一つになっていることに触れ、この裁判は「人間の尊厳を回復していくたたかいができています」とし、今後の行動提起を公表しました。

最後には「私たちは、国に対し、上告等を断念し、2013 年の引き下げ前の生活保護基準に直ちに戻すことを求めます。誰もが人間らしい生活をおくることのできる国にすることを求めます」と盛り込んだ「12.1 緊急集会アピール」を全会一致で採択しました。

厚生労働省前で上告断念アピール

緊急集会に続いて、集会参加者が厚生労働省前で上告を断念するようアピールを行いました。

上告断念を求め 国会議員要請

12月1日の緊急集会後には、厚生労働省保護課への
上告断念の要請、記者会見を実施しました。12月4日
から集中的に国会議員会館を回って、「上告するな、武見
厚労大臣は発言を取り消せ、国会で政治的な課題に」と
厚生労働委員に要請しました。

参議院厚生労働委員への要請（12月4日）

首都圏の原告・支援者・弁護士 12人が参加して、参議院厚生労働委員の議員室を回って、要請書を渡してきました。日本共産党の倉林明子議員、れいわ新選組の天畠大輔議員、国民民主党の芳賀道也議員、また社民党の大椿ゆうこ議員の政策秘書らが熱心に説明を聞いてくれました。また、立憲民主党の打越さく良議員ご本人同席のもと、厚生労働省官僚から武見厚労大臣発言について説明を聞くことができました。

衆議院厚生労働委員への要請（12月5、7日）

5日は愛知や埼玉・神奈川の原告・支援者・弁護士 12人が参加して、衆議院厚生労働委員の議員室を回りました。前日に続いて社民党の大椿ゆうこ議員が対応してくれました。立憲民主党の厚労部会役員の場で小川淳也議員、中島克仁議員、大河原雅子議員、早稲田ゆき議員、大西健介議員らが説明を聞いてくれました。

7日は北海道、埼玉や東京、神奈川からの 16人が参加し、引き続き議員室を回りました。立憲民主党の早稲田ゆき議員、小川淳也議員らが耳を傾けてくれました。また立憲民主党の会合に招かれ、裁判についてレクチャーをしました。

名古屋高裁判決を厚生労働委員会での質問いただいた議員

大椿ゆうこ議員（社民党）、倉林明子議員（日本共産党）、衆議院厚生労働委員会、早稲田ゆき議員（立憲民主党）宮本徹（日本共産党）、打越さく良議員（立憲民主党）、大椿ゆうこ議員（社民党）。

船後靖彦議員（れいわ新選組）

武見厚労大臣の発言に抗議 フェイク発言を撤回させる



（厚生労働省の前でアピール行動）

名古屋高裁判決翌日の会見で、武見厚労大臣が、「当時は九州の一部などで不正受給が多々あった」などと根拠のないフェイク発言を行なったことに、多くの生活保護利用者、支援者が傷つきました。

ただちに問題指摘、厚労省へ申入れ、記者会見

12月4日、直ちに「武見厚労大臣の発言に抗議し、発言撤回と上告断念を求める要請書」を発表しました。

武見大臣は、国会での質問に対し、発言は基準引下げの理由として述べたものではないとの釈明に終始しましたが、12月8日の閣議後会見において、発言の一部（「九州の一部で」）の部分を撤回しました。

武見大臣発言のいい加減さがよりいっそう明らかとなったと言え、ひきつづきこの発言の問題性を発信していきます。

国と自治体が最高裁に上告

12月13日（木）、生活保護の引き下げを取消し、国に賠償を命じた名古屋高裁判決を不服として、国と自治体は最高裁判所に上告しました。

すでに大阪訴訟が最高裁第三小法廷に継続されており、最高裁でのたたかいも本格化してきます。これまでの原告勝訴判決に確信をもち、着実に一步一步歩いていきましょう。引き続きのご支援をお願いいたします。

まさかの那覇地裁 「先祖返り」判決

原告側勝訴判決が圧倒する流れのなか...

2023年12月14日、那覇地裁で原告らの請求を棄却する不当判決が言い渡されました。

昨年5月の熊本地裁判決以降、原告側勝訴判決が圧倒する流れの中、「広範な裁量論」をふりかざし国側の主張を丸のみした判決です。

傍聴席から「え?」「は?」

判決が言い渡された途端、傍聴席から一斉に「え?」「は?」という疑問の声や、ため息が漏れました。那覇地裁近くの公園で、原告側の関係者らが、悔しさをにじませながら「不当判決」「司法の責任を放棄」と書かれた旗を掲げました。

原告は「裁判が希望ただけに失望した」

原告の50代男性は「公園で『不当判決』の文字を見てびっくりした。目の前が真っ暗になった」と、衝撃を受けた様子で話しました。80代女性は最近の物価高を踏まえ「生活が厳しく、裁判が希望ただけに失望した」と話しました。

弁護団は「裁量を幅広く認める前提だと、なんでもありになる」と批判

判決を受け、大井琢弁護団長は「非常に残念だ。(厚労相の)裁量を幅広く認める前提だと、なんでもありになる」と憤りました。

支援する会は「生存権に真っ向から反する判決」

判決後の集会で、沖縄憲法25条を守るネットワークの高田清恵会長は「憲法の生存権に真っ向から反する判決だ」と批判しました。

12.1 緊急集会で 公表した行動提起

この裁判を通じて何を獲得するのか

- 2年後の2025(令和7)年度の基準引下げ、級地統合による都市部の引下げを阻止する
- 下位10%との比較を止め、社会参加費用も含めた需要の積み上げによる新たな検証手法を開発させる
- 生活保護基準部会による検証を経ることをルール化し、当事者・弁護士を委員にいれさせる
- 夏季加算を創設させ、平成25年改定前の基準に戻す
- 権利としての生活保護(生活保障法)を実現する

そのために何をするのか

- ・全国各地で街宣行動・議員要請(週末)や裁判所前宣伝(早朝)
- ・東京で
 - 12月4日13~16時 議員要請(参議院議員会館)
 - 12月5日10~13時 議員要請(衆議院第1議員会館)
 - 12月7日13~16時 議員要請(衆議院第2議員会館)
 - 12月14日14~18時 反貧困ネットワーク厚労省協議(衆院第1多目的ホール)
- ・2024年5~6月(予定)
 - 日比谷野外音楽堂大集会+パレード
- ・2024年秋まで
 - 全国29地域で弁護士会と連携したシンポ開催
- ・2024年10月3日
 - 第66回日弁連人権擁護大会・第1シンポジウム
 - 「今こそ、生活保障法の制定を!~地域から創る、すべての人の“生存権”が保障される社会」



<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費:(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

- ①個人or団体の口数、②名前(所属)
- ③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
- ご記入の上、いのちのとりで
- 裁判全国アクション事務局まで
- FAX(06-6363-3320)してください。